

～薬物犯罪に脅かされることのない安全な日常と健やかな社会を目指して～

厚生労働省 中国四国厚生局 麻薬取締部



主な仕事の内容

●薬物犯罪捜査

麻薬取締官は覚醒剤や大麻などの薬物犯罪に特化した捜査権・逮捕権を持ち、薬物密売人や薬物乱用者を逮捕すべく日々捜査に励んでいます。

●医療用麻薬等の流通に関する指導・監督

医療や研究に使われる麻薬等が安定して供給され、適切に使用されるために、製造業者、卸業者、病院、研究者等に対する指導・監督を行います。

●薬物乱用防止啓発活動

薬物が心身へ与える悪影響について正しい知識を身に付け、薬物犯罪に巻き込まれないために、学校や企業に向けた講演・啓発活動を行います。

●薬物再乱用防止対策

薬物経験者が乱用を繰り返さないように、専門資格を有した支援員による相談・指導を行います。



**薬物乱用を根絶するため、
あらゆる角度からアプローチを行います！！**

採用後の処遇

●勤務地について

全国9つの麻薬取締部（支所）及び3つの分室（札幌市、仙台市、東京都千代田区、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市、北九州市、那覇市）で勤務します。

●研修について

麻薬取締官の心得に始まり、薬物を規制する法律、捜査技法、鑑定業務など年次や役職に応じた研修が行われます。

先輩からのメッセージ



令和6年採用
(薬剤師(選考採用、
一般職大卒試験相当))

私は薬学部を卒業してすぐ麻薬取締部に採用されました。採用前までは特に違法薬物に関して見たことも聞いたこともなく、違法薬物は遠い世界の出来事のように認識していました。

しかし、麻薬取締部に採用され捜査に従事してから、普通の住宅地の中で違法薬物を使用していたり、知っている場所の近くで違法薬物の密売が行われていたりすると薬物犯罪による危険は私たちの身近にも潜んでいることを思い知りました。

そして、このような現状を知ってから、薬物犯罪を1つでも減らすために、私はより熱意をもって業務に従事しています。

薬物犯罪を根絶したいという強い正義感を持っているみなさんとともに麻薬取締部で働けることを期待しています。



麻薬取締部
HPは
←こちら

問い合わせ先
中国四国厚生局麻薬取締部 調査総務課
TEL : 082-227-9011